

福島内閣府特命担当大臣記者会見要旨（抄）
（平成21年12月8日（火）11：27～11：53 於：第4合同庁舎6階605号室）

1. 発言要旨

（前略）

それから、訪問販売お断りのシールは改正特商法で効果が認められないのかどうかということで、昨日の夕刊で新聞に載っておりました。これは改正特商法ができて、改正特商法は訪問販売そのものを禁止してはいないわけです。これは、勧誘に先立って相手方に対して、名称等いろいろなことを明らかにしなければならない。あるいは相手方に対して、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならないとか、それから今回の改正特商法は再勧誘の禁止や過量販売の解除等、新たな規制を導入しているというものなんです。ですから、あのシールについてはもちろん意味があるわけで、今高齢者の皆さん、とりわけひとり暮らしの皆さん等、訪問販売の被害に遭う人たちがたくさんいらっしゃるわけですが、あのシールがあれば、それは業者が商道德上、入らないとか、尊重をすべきだということは消費者庁としてはきっちり言ってまいります。また、自治体によっては条例をつくって、シールを配ったり、あるいは特商法とは別に条例で指導・勧告をする、あるいは訪問販売業者に勧告をしても従わない場合は、氏名の公表などを行っているわけです。ですから、自治体が条例をつくることももちろん大歓迎ですし、その条例に基づいて、きちんと指導や勧告をされることも大歓迎ですし、シールを配っていただいたり、あるいは御本人がああいうシールを張ることについてはもちろん大歓迎というか、それは必要で、訪問販売業者がそれに従うべきだと尊重してほしいと思っています。

ただ、特商法自身の解釈とすれば、これは法律をねじ曲げるわけにはいかないもので、訪問販売お断りというわけではないので、特商法に基づいて行政処分をするということが、あれだけではできない。ただ、再度勧誘やいろいろな特商法の規定を満たせば、もちろん行政処分の対象になるんです。ですから消費者庁としては特商法の違反だということをあのシールがあるにもかかわらず、まず訪問販売をしたらあたるということとはできないけれども、訪問販売における被害は気を付けてください。あるいはシールがある場合には業者は商慣習上として、あれを大いに尊重して、訪問販売はしないようにしてください。あるいは自治体に対しても、条例があつたり、シールを配ったり、また違う、特商法とは別のさまざまな規制や指導勧告をしていただいていることには大いに歓迎するということで、整理をしていきたいと考えております。

（中略）

2. 質疑応答

（中略）

（問）特商法についてなんですが、あれは法案提出直前に経済産業部会で紛糾して、ここは妥協せざるを得ないと誰が見ても思う状況で営業の自由とのバランスの中で、意思確認が努力義務に変わりました。ただ、法律が移管されて、その解釈のところで世間一般の人はあのシールを張ったら断ったなど一般的には思うと思うのですが、どうしてもあの法律の解釈であのシールを張ったことで断ったというふうには解釈ができないのか、それと大

臣がおっしゃってくださった商道徳上、事業者には自粛してほしいということだけでは、今まで、悪質業者はずっとすき間をねらってきているので、消費者団体とか、行政とかは今後どう運用していくのか、その整理ではどうしたらいいのかが戸惑ってしまうのではないかと思いますので、もう少し説明が欲しいんです。

(答) 法律にのっとって行政処分をするわけですから、特商法の改正、特商法の条文では訪問販売を行ったことそのものを行政処分にするとはなっていないわけです。ただ、あのシールを張った人が、「私は訪問販売は結構です。」という意思表示ではあると思います。だから、それが特商法違反における行政処分の対象になるというのは、法律の規定から言うてできない。それはだって、法律の条文には書いていないわけですから。ただ、御本人が訪問販売はお断りと書いてあるわけで、それはまた各地の例えば条例などでは、もっと特商法よりも上乘せしているところはあるわけですから、消費者庁としては消費者の被害をなくす、訪問販売お断りという気持ちは最大限尊重すべきだということを言っていますし、また各地での条例や各地の自治体の取組も大いに応援していきたいと考えています。

(問) 滋賀県では各自治体にメールで今回からシール張ることは拒絶意思に当たらないということになったということでお聞きしたわけですか。これについては、どのように解釈としては。

(答) 拒絶に当たらないって、むしろシールを張ったり、シールに基づいていろいろなことは、それは有益だったし、意味があったと思っています。だから、シールがあっても拒絶の意思に当たらないというのと、何か非常に無力感になるので、そうではなくて、特商法に基づく法規制の行政処分の対象にはならないんだけど、それがあれば業者はそれを尊重すべきだし、あのシールを積極的に前向きに意味があるというか、特商法上の行政処分には当たらないというとなんかわかりにくいかもしれませんが、それをシールが意味がないという言い方よりは、あのシールを大いに活かしていこうということを言ってくれるように私たちもその自治体とちゃんと話をしたいと思っています。

(問) 条例をいわば上回る解釈になるということはないのか。要するに、条例で今まで違反ですよということを解釈、県のほうはしていたわけなんですけれども。

(答) ですから、特商法があるわけで、条例があって、条例に基づく指導・勧告・公表はもちろん大いに結構なんです。だから、それは厳密に言えば、シールを張って訪問販売業者が入っただけでは特商法違反の行政処分には条文に当たらないからできないわけですよ。わかっただけのとおり、訪問販売そのものを禁止していないから。ただ、条例違反になることは十分あるわけじゃないですか。条例違反になることはあるから、あのシールは特商法違反の対象としての行政処分を引き出すことはできなくても、条例違反として、指導・勧告・公表、要件を満たせば、指導や勧告の対象になるので、あのシールにはその意味では十分意味があるんです。だから、そこがちょっと誤解が生じないように、あのシールは意味があるんですよ。条例違反になるわけだし、もし条例がないところであったとしても、商道徳上、行くべきではないと。このきちんとした見解を消費者庁としては、今日記者会見やった後きちんとしてまとめて混乱が起きないように、条例があるところはそれは特商法より上乘せの条例があるのは、それはそれで結構で、取り組んでいただいているわけですから、ちょっとまた検討してみますが、条例に基づく指導や勧告、勧告に従わない場合の公表については、それは大いに結構なわけですから、シールをもとにそれをやっつく

ださいと申し上げたいと思います。

(後略)

(以 上)